

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和6年11月27日(2024.11.27)

【公開番号】特開2024-111033(P2024-111033A)

【公開日】令和6年8月16日(2024.8.16)

【年通号数】公開公報(特許)2024-153

【出願番号】特願2024-95740(P2024-95740)

【国際特許分類】

B 6 0 N 2/68 (2006.01)

10

【F I】

B 6 0 N 2/68

【手続補正書】

【提出日】令和6年11月18日(2024.11.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

左右に離間して配置された左右のサイドフレームと、前記左右のサイドフレームを連結するリアフレームと、を有するクッションフレームと、

板状の本体部と、前記クッションフレームに架設するための掛止部と、を有し、乗員を支持する支持部材と、

を備え、

前記掛止部は、複数の金属線材と、前記複数の金属線材の少なくとも一部を被覆するとともに左右に隣接する前記複数の金属線材を連結する樹脂部材と、を有し、

前記本体部は、上向きの部分と、当該上向きの部分から前記掛止部に向けて立ち上がる壁部とを有し、

前記支持部材は、前記掛止部の前記複数の金属線材の間に渡って延びる前記樹脂部材の部分と、前記壁部との間に開口が設けられていることを特徴とする乗物用シート。

【請求項2】

前記開口は、前記リアフレームの一部を露出させる位置に設けられていることを特徴とする請求項1に記載の乗物用シート。

【請求項3】

前記開口は、前記金属線材の、前記リアフレームに掛止された複数の部分の間に設けられていることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の乗物用シート。

【請求項4】

前記掛止部の外側端部は、左右方向において前記壁部よりも外側に位置することを特徴とする請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の乗物用シート。

【請求項5】

前記掛止部の前記複数の金属線材の間にわたって延びる前記樹脂部材の部分の一部は、前記リアフレームの上方に設けられていることを特徴とする請求項1から請求項4のいずれか1項に記載の乗物用シート。

【請求項6】

前記掛止部の前記複数の金属線材の間にわたって延びる前記樹脂部材の部分は、前記リアフレームの外周面に沿って延びていることを特徴とする請求項1から請求項5のいずれか1項に記載の乗物用シート。

40

50

【請求項 7】

前記支持部材は、左右方向の位置を規制される規制部を有し、

前記壁部は、前記リアフレームの下端よりも下に位置し、

前記規制部は、前記壁部よりも上に位置することを特徴とする請求項 1 から請求項 6 のいずれか 1 項に記載の乗物用シート。

【請求項 8】

前記サイドフレームに対して回動可能に連結された、ハイト調整機構のリンク部材をさらに備え、

前記リンク部材の上端は、前記規制部より上に位置することを特徴とする請求項 7 に記載の乗物用シート。

10

【請求項 9】

前記支持部材は、前記上向きの部分から前記壁部にかけて延びるリブを有することを特徴とする請求項 1 から請求項 8 のいずれか 1 項に記載の乗物用シート。

【請求項 10】

シートクッションと、シートバックと、を備え、

前記シートクッションの内部には、前記シートクッションのフレームとして、クッションフレームが設けられ、

前記シートクッションは、前記クッションフレームに、パッドと、表皮材と、を被せて構成され、

前記シートバックは、前記シートバックのフレームを構成するバックフレームに、パッドと、表皮部材を被せて構成され、

20

前記クッションフレームは、スライドレール機構に、ハイト調整機構を介して支持されていることを特徴とする請求項 1 から請求項 9 のいずれか 1 項に記載の乗物用シート。

20

30

40

50